

四日市市農業委員会告示第2号

四日市市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成28年農業委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集について、別紙のとおり定める。

令和6年1月5日

四日市市農業委員会会長 豊田 忠篤

四日市市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、四日市市農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

2. 業務概要

- ・農地の出し手や受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ・耕作放棄地の発生防止と解消を推進 ・農業への新規参入の促進
- ・農地中間管理機構との連携・協議 ・農地の権利移動等に対する意見の提出

3. 任期

委嘱の日から令和8年7月19日まで

4. 身分及び報酬

四日市市の特別職の非常勤職員として、月額 28,000円

5. 推薦又は応募する区域及び募集人数

区域名	区域の詳細	人数
第7区	中野町	1人

6. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格(応募資格)

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方で、次のいずれにも該当するものとします。

- ・原則として四日市市に住所を有する者
- ・四日市市の一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 農業者等（推薦者が個人）が推薦する場合（第1号様式）
- ② 法人又は団体が推薦する場合（第2号様式）
- ③ 応募（自薦）の場合（第3号様式）自ら記入してください。

※推薦者は市内在住及び市内に所在する法人又は団体に限ります。

8. 募集の期間

令和6年1月5日(金)午前8時30分～令和6年1月29日(月)午後5時15分までの間、四日市市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、**1月29日必着**です（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合は、四日市市のホームページで公表します。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（1月中旬）と期間の終了後（1月下旬）に四日市市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

10. 選考方法、結果及び委嘱

応募者が募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者の面接を行い、候補者を選定したうえで、農業委員会が委嘱します。選考結果は、2月上旬ごろ四日市市ホームページで公表します。

11. 記入上の注意

推薦書及び応募書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦（応募）理由」は詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入して提出してください。「経歴」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。

12. その他

- ・推薦及び応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホチキス止めしてください。

問い合わせ・提出先

四日市市農業委員会事務局（市役所7階）

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話番号 059-354-8271